



ニックリッシュによる リスク・マネジメントについての一考察

牧 浦 健 二

要旨 ニックリッシュの経営経済学の課題は、「価値の流れ」と「組織の問題」である。本稿では、第一次世界大戦により、前者の「価値の流れ」が経営と経済にとり大切なことを彼が再認識した過程を、1915年に出版された、小冊子『事業における戦争リスクと戦争決算書のための資産の評価』と、論文「戦争中の支払いの流れ」を用いて、検討する。われわれ日本人は、たとえば、最近の地震・津波・台風などの天災はもちろん、たとえば、石油や貴金属の輸出制限など、国民生活に大きなリスクと障害をもたらすが、個別の企業内での経済活動には起因しない、社会問題を経験した。戦争を「社会問題」、戦争のリスクを「社会リスク」に読み換えれば、今日でも十分な意義があるとわれわれは考える。

なお、本稿の検討では、「価値の流れ」と「組織の問題」は相互に密接な関連を有しており、企業を経営するための原則を解明することが、経営学の課題の1つであることを再認識した。

キーワード ニックリッシュ, リスクマネジメント, 価値の流れ, 組織の問題

原稿受理日 2012年5月5日

Abstract H. Nicklisch focused on the stream of value and the problems of organization, when he made his theory of business economy. He recognized that the stream of value was important for business and economy because of the First World War. In this treatise, we make a study of two works that throw light upon the process of his recognition. In 1915, he published the slim volume book, titled “War Risk in Business and Assessment of Assets during a State of War,” in German “Das Kriegsrisiko im Geschäft und die Bewertung des Vermögens für die Kriegsbilanz”, and his paper, titled “The Stream of Value in a State of War,” in German “Der Zahlungsverkehr während des Krieges”. Japanese have had many experiences of disasters (e.g. earthquake, tsunami, typhoon), and export control (e.g. oil, rare metals), which created damage and social risks to our lives, but were not affected by business actions. When we change the words “war and war risk” to the words “social problem and the risk created by social problems,” we can clearly see the positive approach to these problems and risks.

We recognize that there are apt connections between the stream of value and the problems of organization, and put more weight upon the principals for operating in firm management to make the systematic theory of business economy.

Key words Nicklisch, H., risk management, the stream of value, the problem of organization

はじめに

ニックリッシュの研究活動を概観すれば、1912年から1915年は、『組織論』で公開された、組織一般論の構想に彼が没頭していた時期とみなされてきたが⁽¹⁾、同時に、規範的経営学の構想に着手した時期と考えられる⁽²⁾。

ところで、彼は、1915年7月に、マンハイム商科大学の学長として、開学年次式典で、有名な「利己心と義務感」を講演して、ブレンターノ (Brentano, L.) を批判して、私経済学と商科大学の必要性を強調した⁽³⁾。しかし、彼の研究は、本稿で検討する小冊子『事業における戦争リスクと戦争決算書のための資産の評価』(Das Kriegsrisiko im Geschäft und die Bewertung des Vermögens für die Kriegsbilanz) が明示するように、戦争が企業経営に及ぼす影響にあった。これは、論文「戦争中の支払いの流れ」(Der Zahlungsverkehr während des Krieges) が、同時期、つまり、1915年に公開されていることでも、われわれは確認できる⁽⁴⁾。

この点、第一次世界大戦に起因する問題を取り上げた、ニックリッシュによる上記の著作は、たとえば、最近の地震・津波・台風などの天災はもちろん、たとえば、石油や貴金属の輸出制限や、米国での輸入品ボイコット運動など、国民生活に大きなリスクと障害をもたらすが、個別の企業内での経営活動には起因しない社会リスクを考察するために、戦争を「社会問題」、戦争のリスクを「社会リスク」に読み換えれば、今日でも十分な意義があるとわれわれは考える。

本稿では、「ニックリッシュによるリスク・マネジメント」と題して、まず、Iで、論文「戦争中の支払いの流れ」を用いて、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉が全体経済

(1) Vgl. Nicklisch, H. (1920): Der Weg aufwärts! Organisation, Stuttgart. Vorwort.; 参照。鈴木辰雄訳『組織 向上への道』未来社 1975年 3頁; 参照。拙稿 (2010)「ニックリッシュの『組織論』についての一考察」商経学叢 第57巻第1号 2010年 146頁

(2) Vgl. Nicklisch, H. (1934): Profitlehre?, Berlin 1934. S.7.; 参照。拙稿 (2011)「ニックリッシュの『金儲け論か?』についての一考察」商経学叢 第58巻第2号 2011年 339頁

(3) Vgl. Nicklisch, H. (1915c): Rede über Egonismus und Pflichtgefühl, in: ZfHH, 1915. S.103 左-S.104右.; 参照。森 哲彦稿 (1996)「ニックリッシュ 利己心と義務感」名古屋市立女子短期大学研究紀要 第56集 1996年 18-19頁; 渡辺 朗訳 (1996)「利己主義と義務感」(大橋昭一編著・渡辺朗監訳『ニックリッシュの経営学』中央経済社 1996年) 122-124頁

(4) なお、小冊子『事業における戦争リスクと戦争決算書のための資産の評価』と論文「戦争中の支払いの流れ」は、小冊子『利己心と義務感』よりも早く、機関誌「商業学と商事実践」に掲載されたため、本稿では、この機関誌での掲載頁を注記では用いる。

と個別経済での支払いの流れに対して及ぼす影響について概観する。そして、Ⅱで、小冊子『事業における戦争リスクと戦争決算書のための資産の評価』をほぼ全訳しながら、成果分配問題、その結果としての企業の維持のための方策について考察する。

I 社会問題【筆者補足】原文は戦争】の期間中の支払いの流れ

1 支払能力と債務超過

支払いの流れ (Zahlungsverkehr) の経営経済上での基礎は支払能力 (Zahlungsfähigkeit) である。また、この支払能力は、他の概念、流動性 (Liquidität) という概念に取り換えられる。そして、後者の流動性は、債務 (Verbindlichkeit) に対する貨幣性支払手段 (flüssiges Mittel) の割合と解される。このため、前者の支払能力は、個人、ビジネスマン (Kaufmann)、企業が、自らの支払義務 (Zahlungsverpflichtung) に対応する、つまり、必要な支払いを行う、能力があるのかについて考慮した、このような割合を示唆する⁽⁵⁾。

さらに、関連した第3のものとして、債務超過 (Überschuldung) という概念がある。そして、この債務超過は、債務が借方を上回り、その結果、総資産が、負債 (Schuld) の弁済 (Deckung) にもはや十分でない、つまり、すべての自己資本 (eigenes Kapital) より多くを失うときに、発生する。しかも、債務超過は、支払能力と同様に、株式会社、株式合資会社、有限会社と組合 (Genossenschaft) のための法律で、これらでは所有者の無限責任 (unbeschränkte Haftung) が準備金 (Reserve) で果たされないため、特別に取り扱われる。だが、これら概念は、また、個人商人 (Einzelkaufleute)、合名会社と合資会社の支払能力の判定にとっても、本質的な意義を有する。債務超過は、支払手段 (Zahlungsmittel) の調達を、「単なる支払不能」(bloße Zahlungsunfähigkeit) より強く阻害する点で、支払能力により密接に関係している。だが、常に、会社 (Firm) に資産の十分な換金可能性 (Flüssigkeit) がないため、支払不能になる危険があるときには、特殊な形式での信用の採用により回避できる可能性がある。しかし、債務超過のケースでは、通常、倒産しかかっている会社 (notleidende Firma) の資産状況を支援する、救済信用 (rettendes Kredit) の承認は不可能である⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

(5) Vgl. Nicklisch, H. (1915b): Der Zahlungsverkehr während des Krieges, in: ZfHH. 1915. S.297左.

(6) Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.297左-S.297右.

(7) この点、ニックリッシュは、「財務上での支払手段の総額が、所有者により提供されるのか、ノ

しかし、単なる支払能力 (bloße Zahlungsfähigkeit) は、このような関係にもかかわらず、われわれにとり、ここでは、重要である。この点、支払能力に対する考察では、3つのことが本質的である。すなわち、

1. 満期になった、あるいは、まもなく満期になる、支払義務
2. 支払手段
3. 正しい時期に、満期になった債務により条件となる金額で、支払手段を調達できるようにする、義務を負う者 (Verpflichtete) での資産の構成 (Zusammensetzung)

この最後の要件は個別経済にとり最も本質的である。このため、われわれは、以下の説明では、逆の順序で言及する⁸⁾。

2 義務を負う者での資産の構成と支払能力

ここでは、3つのケースが区別されるべきである。すなわち、

1. 提供する信用 (gegebenes Kredit) が、受け取る信用 (genommenes Kredit) に等しい。このように形成される割合は、可能な割合の中で最も好都合である。その際、提供する信用と、要求される信用の間では、支払期限が一致しており、その結果、供給者の請求 (Forderung) は、定期的に、債務者からの受け取り (Eingang) により支払うことができることが前提である。しかし、現金準備 (Barreserve) が常に存在すべきである。だが、予想できなかったことが生じうるためのみである。このため、ここでは、供給者に対する負債が会社の支払能力を侵害するとは決していえない。

2. 要求される信用が、提供する信用よりもより大きい。
3. 要求される信用が、提供する信用よりもより小さい。

8) 他の人により提供されるのかは、企業の資本概念には重要でない。自己資本でも、他人資本でも、全体の価値の合計は、企業で活動する資本がどれ程の大きさであるのかを示す (Nicklisch, H. (1925): Wirtschaftliche Betriebslehre, 6. Aufl., Stuttgart 1925. S.65-66.; Vgl. Nicklisch, H. (1912): Allgemeine kaufmännische Betriebslehre als Privatwirtschaftslehre des Handels (und der Industrie), Leipzig 1912. S.60.) とみなす。しかし、総資産と総資本は等しいという、貸借対照表等式を前提にして、総資産から他人資本を控除した、「いわゆる純資産は、資産ではなくて、むしろ、事業期間の終わりでの自己資本である」 (Nicklisch, H. 1925. S.69.; Vgl. Nicklisch, H. 1912. S.64.) と考え、「純資産は、具体的な組合わせを有せず、このようなものとしては確定できないし、資産ではない。事業年度の終わりでの総資産に具体化された価値の内、どれ程が所有者に属するのかわかり、期末での自己資本に対する表示である」 (Nicklisch, H. 1925. S.69-70.; Vgl. Nicklisch, H. 1912. S.64.) とみなす。このため、債務超過 (Überschuldung) では、自己資本、つまり、所有者の財産が存在しないため、企業の存在の根拠が喪失されているとみなしている。

(8) Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.297 右.

これら2つの可能性は、会社の支払能力で、2では、この支払能力が常に脅かされ、これに対して、3では、1のケースより、より危険になる点で、異なる⁹⁹⁾。

その際、買入債務（Kreditor）の内、支払手形（Akzept）の件数とその総額が大きい程、会社の支払能力に対する脅威は、より強まる。また、厳格な文章を有する手形法（Wechselrecht）が背後にあるため、売掛債権（Debitor）の内、約束手形（Wechsel）の件数と総額が大きい程、その他が同一の前提では、平均で、請求（Forderung）の回収はより簡単になる。

受け取りでの価額（Wert）の増大が受け渡しでの価額の増加に一致しないとき、また、（これらがなくても、ある期間に対して、）販売の停滞（Stock）において、より多くの経営手段を調達する必要があるれば、支払能力にとり重要である。供給者の請求の増大は、会社を正常に経過させるには、より多くの売掛債権額、あるいは、より多くの現金受取りにより、調整されるべきである。しかし、割合が異常に形成されれば、このような調整（Ausgleich）が問題になる¹⁰⁰⁾。

3 社会問題の発生による支払いの流れの変化

社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉は、資産、特に、現金支払手段（Barmittel）の構成（Zusammensetzung）に、どのように実際に作用するのか。社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の開始に存在する請求は、担保（Sicherheit）の完全な一定の前提下で、認められた。しかし、この担保は、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉により、本質上では影響を受ける。また、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の開始前に契約された、給付は、正常〈【筆者補足】原文は平和〉な状況が前提になっていた¹⁰¹⁾。

99) Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.298 左.

100) この点、ニックリッシュは、『一般商事経営学』では、売掛債権の回収期間と買入債務の返済猶予期間を比較して、4つのケースで支払能力に対する影響を分析した（Vgl.Nicklisch, H. 1912. S.153-154.; Nicklisch, H. 1925. S.213-214.; 参照。田島壮幸著（1973）『ドイツ経営学の成立』森山書店 1973年 92-93頁；森 哲彦稿（1980）「ニックリッシュ私経済学の企業資産組織論」名古屋市立女子短期大学研究紀要 第29巻 1980年 63-67頁；拙稿（1980）「ニックリッシュの『一般商事経営学』の研究ノート」関西学院商学研究 第10号 1980年 56頁）。

101) Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.298 右.

102) この点、ニックリッシュが、インフレやデフレに無関係に、売掛債権と買入債務の乖離による、企業内で稼働する資本額の変化を検討している点に注目すべきである。しかし、企業にとり、インフレでは、売掛債権を縮小、買入債務を増大することが、反対に、デフレでは、売掛債権を増大、買入債務を縮小することが有利である。

103) Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.298 右-S.299 左.

このため、困難な問題が生ずる。支払義務と給付義務により、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の開始後に、完全に異なる状況下では、何が生ずるのか。社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の支配下では、どのような条件下で、事業は閉鎖されるべきか。どのような支払条件と給付条件が、事業にとり、必要で、かつ、できるのか⁶⁴。

まず、最初の問題。すなわち、「事業活動をする総ての者は、2つの側面、すなわち、給付者と顧客から、予測不可能な要求 (Anspruch) により、圧迫されていることを観察する。供給者の一部は、彼に義務があるものを給付しないし、顧客の一部は、安定して (fest) 購入してきたものを、引き取らない。供給者は、様々に、前払いを要求し、顧客は、部分的には、自らの正当な権利として、支払いを延期することを行う」⁶⁵。

これは個別の意見 (Stimme) ではない。一般には、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の時期への移行では、一方では、購入義務と支払義務は延期され、他方では、買い手に対する支払条件は変更されるか、強く適用され、供給義務は延期されることが認められる⁶⁶。

事業関係でのこのような緊張は、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉が到来するよりも先に、古い事業関係の基礎でさえ始まった、現金支払手段 (Barmittel) を巡る争い (Kampf) を示唆する。全員での (aller gegen alle)、支払手段を巡る争い (Kampf) は、支払わない、負債を返済しないためではなくて、把握できない、計算できない規模、予測できない出来事に対して準備をするために、生ずる。社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉は、全体ではなくて、個人と個別経済に何をもたらすのか。個々の会社 (Firm) は自らの運命を他の会社の運命と独立させようとし、このため、できるだけ大きな現金支払手段の有高を最も適切な手段 (Mittel) とみなす。

しかも、このような全体の展開は、同時に多くの会社が自らの外国での預金を支払能力のために利用することが妨げられるという、外国 (中立国と友好国) で明らかになった支払猶予期間の影響の下にある。そして、これにより、間接的には、とにかく、輸出、しかも直接的には、特に、銀行による経路において、事業分野でのすべての経済活動が阻害される⁶⁷。

次に、第2の問題。事業が社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の時期に行われる限り、至る所で、掛け売りの承諾の代わりに、現金を請求する、努力は有効である。実際、多く

⁶⁴ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.299 左.

⁶⁵ Nicklisch, H. 1915b. S.299 左.

⁶⁶ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.299 左.

⁶⁷ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.299 右.

の会社が、商品の引き渡し前に、現金の支払いを要求することが普及した¹⁹⁸。

もちろんまた、多くの場合、社会問題（【筆者補足】原文は戦争）に係わらず、現金請求が承認されるとみなせる。現金請求の承認のための限界は、もちろん、個別の取引においては、かなりはっきりしているが、全体を概観し、全体の洞察を獲得するために、個々のケース、個々の会社、個々の事業部門から離れる程、ぼやけて、決められなくなる^{199,200}。

4 社会問題による貿易での支払いの流れの変化

自然な停滞は、社会問題（【筆者補足】原文は戦争）の発生では、考慮されるべきである。とにかく、支払条件である。これは、会社の支払能力での変化にとり、本質上、重要である。海外貿易会社（Außenhandelsfirm）では、給付義務と買取り義務の調整が、社会問題（【筆者補足】原文は戦争）の孤立化の効果（isolierende Wirkung）により、最も明らかに阻害される²⁰¹。

しかし、海外貿易会社の支払能力での影響は、個々のケースでは異なるが、両方の経路で、示される。影響は、両取引方向で、供給義務と買取り義務の間での（数量と価額による）調整の停滞と、ある方向と同様に、他の方向で与えられる、不均衡のために存在する可能性から、生ずる。このような状況は、利用可能な支払手段、特に、現金支払手段についての強化された欲求で、生ずる。

また、国内会社は、海外取引により、一方で給付能力と給付損失、他方で買取り能力と買取り損失で影響が生ずる。労働者と設備（Angestellte）は大規模に社会問題を克服するため（【筆者補足】原文は軍事）の需要に投入され、その結果、以前の程度で生産し、供給したり、契約した買取り日を守ったりする、可能性はなくなる。とにかく、社会問題（【筆者補足】原文は軍事）の需要の充足のために、たとえ、完全な保障（Entschädigung）と引き替えでも、必要ならば、原材料と補助材料が差し押さえられる。この場合、ここから、多くの事業部門での事業の縮小により、自然な均衡が見付けられない限り、他の会社で、新しい影響が生ずる²⁰²。

198 Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.300 左.

199 Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.300 左.

200 この点、ニックリッシュによれば、価値創造経済、つまり、企業では、家計経済から資本の調達が行われるとみなすため、自己資本でも他人資本でも、利用代価である、利子や配当を削減するため、掛売りをできる限り抑制するという主張は、当然である。

201 Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.300 左.

202 Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.300 右.

給付条件よりも、支払条件に、より密接に関係しているが、価格は引き上げられる。この高くなった価格は、既に説明した意味で、多くなった支払手段を要求する。ここでもまた、初めから、多くの場合、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉による、事業範囲の縮小、経営の制限を調整するように作用することが考察されるべきである。さらに、他の、以前に言及した社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の経過により、現金支払手段は減少するか、特別な程度で請求される所では、総て、価格引き上げに強く作用するに違いない¹⁰⁴⁾。

5 小 結

今までの主張の要約がテーマの特殊な考慮下で行われる。まず、現金準備 (Barreserve) と買入債務 (Kreditor) に対する売掛債権 (Debitor) の関係の変化に注目する。未回収金 (Außenstände) からの受け取りは、準備金との関係では、債権者 (Gläubiger) を満足させるためには、もはや十分ではない。このため、新しい現金支払手段 (Barmittel) に対する欲求が生じ、これが、顧客に対する支払条件を変更したり、少なくとも強化するように作用し、新しい事業では強く取り決められるようにする、給付者の努力により、強化される。また、ここには、外国からの請求と負債の調整の混乱が含まれる。

さらに、買入債務 (Kreditor) と売掛債権 (Debitor) に対する商品在庫の関係の変化では、これらの間にはクッションとして効果のある現金準備もあるが、とにかく、価値と転換 (Umlauf) のテンポでの変化が認められ、この結果、より多くの現金支払手段が必要になる。これには、外国貿易での買取り義務と給付義務の間での調整の混乱も含まれる¹⁰⁵⁾。

もちろん、全体の、正しい像でなくて、このような共通した形式化 (Formulierung) が生ずる。というのは、実務では、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉に対する関係で大きな差異、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の期間での個々の会社の特別な状況と情勢 (Umstände) で、上記で与えられたような共通した反映 (Spiegelung) をほとんど

¹⁰³⁾ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.301 左.

¹⁰⁴⁾ この点、ニックリッシュが、社会問題により、バリューチェーンとロジスティクスの混乱が生ずることを認識していたことに注目すべきである。特に、石炭や石油などの天然資源の獲得のために、従来、戦争は起きてきたが、現在でも、石油や貴金属などの天然資源、食品添加物、農業やバイオを利用した農産物、薬やコンピュータなどの知的情報資源では、社会問題の影響が貿易に強い影響を与えている。

¹⁰⁵⁾ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.301 左.

再試験できない、多様な偏向（Abweichung）がもたらされるからである。このため、支払手段についての要求、支払能力に対する社会問題（【筆者補足】原文は戦争）の様々な効果を更に追求することが、少なくとも、大きな企業グループ、共同体（Gemeinsam）に関しては意義がある⁶⁸。

製造業経済活動者と商業経済活動者の2つの大きなグループでは、低下した支払力（Zahlkraft）では、目下の所（【筆者補足】1915年では）、使用可能になる支払手段の減少は、事業活動の縮小により調整されている。総ての調整についてはここでは考えない。むしろ、（資金支払い、また、原材料の調達のための）支払手段に関する需要の増大が生ずるが、これらは、活動の程度に従う⁶⁹。

6 支払いの流れの混乱に対する対策

ここでは、既に考察した、買入債務（Kreditor）と売掛債権（Debitor）の相互の割合が再び重視される。しかも、家計経済、つまり、直接的な使用者への販売が、社会問題（【筆者補足】原文は戦争）という根本的な変動（Umwälzung）により、停滞（Stocken）に陥るのか、また、どのような商品でかという問いと関係している⁷⁰。

黄金律、すなわち、以前に説明した「提供する信用（gegebenes Kredit）が、受け取る信用（genommenes Kredit）に等しい」に従って、自らの事業を運営してきた、会社では、外部からの請求での僅かな不規則性では、全く問題は生じない。というのは、根本では、あらゆる「等式」の初項を形成する、提供する信用により、製造原価価値（Selbstkostenwert）とともに、利益（Gewinn）を意味する価値も回収され、現金準備の強化として作用するからである。売掛債権（Debitor）の遅延（Verzögerung）と欠損（Ausfall）が、程度において、多数で、かつ、金額で多くなるときには、調整（Ausgleich）は行われる。しかし、売掛債権が、多数で、かつ、高額であれば、商品在庫による現金販売は、調整に役立つ。販売が停滞する、あるいは、全く不可能であれば、商品価値、あるいは、売掛債権額を一時的に換金化するために、これらを担保にして借りることができるかが問われる。最後には、支払能力が完全に適切に維持されるべきときには、個人信用の利用による新しい他人資本（fremdes Mittel）の調達、所有者からの新しい自己資本の導入の方法のみがある⁷¹。

⁶⁸ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.301 左.

⁶⁹ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.301 右.

⁷⁰ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.301 右.

⁷¹ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.301 右-S.302 左.

受け取る信用が、提供する信用を上回ると、支払能力は、明らかに、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉による販売の単なる停滞（Stocken）により脅かされる。そして、支払能力は、正に、正常〈【筆者補足】原文は平和〉な時に、規則的な販売の可能性に左右されるよりも、より大きく左右される。このような効果が、以前に締結された事業による買取りの遅延と買取りの拒否（Abnahmeverweigerung）により強化される。支払手段の増加に対する需要は、ここでは、初めから、非常に緊急で、総額においても大きい⁹⁰。

第2の可能な状況の逆転が与えられれば、異なる。すなわち、提供する信用が、請求される信用よりも、大きい。ここでは、最初の債権に、費やされた原価に対する対価を上回って存在する、販売利益により、債務者からの遅延には我慢できる⁹¹。

これが、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の発生後に、個々の経済が、突然、向かい合う、状況である。この状況に、個々の勘定科目のグループの割合での混乱した均衡を正当に維持することが対向している。このため、支払能力に影響する、資産での緊張を、できる限り共通して予防するという、目標を有する、事業関係の意識的な構成（Gestaltung）の形式で、自己救済（Selbsthilfe）が導入される⁹²。

同一の方針で、団体（Vereine）と通商代表者（Handelsvertretung）は、政府と同様に、警告（Ermahnung）と助言（Ratschlag）で積極的に介入している⁹³。

もちろん、困難の完全な解決は、このようにして、目指されるのではない⁹⁴。

7 支払いの流れの混乱に対する銀行による対策

ところで、利害関係者の支持と、債権者と債務者の間での関係による規制（Regierung）により、状況の改善が生ずる。これ以外に、銀行の態度（Verhalten）が重要である。銀行は、今まで承認した信用を解約告知したり、差し止めたり、それ以外の信用の承認を基本的に拒否するときには、自らの義務を正当に維持することはできない^{95,96}。

今日〈【筆者補足】1915年での〉、状況から、ドイツの銀行制度が社会問題〈【筆者補足】

⁹⁰ Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.302 左.

⁹¹ Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.302 左.

⁹² Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.302 左.

⁹³ Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.302 右.

⁹⁴ Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.303 左.

⁹⁵ Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.303 右.

⁹⁶ この点、ニックリッシュは、銀行が貸付利率を引き上げたり、担保の評価比率を縮小するなどしており、十分に機能しておらないことを、新聞の記事などにより、指摘している（Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.304 右）。

原文は戦争〉の課題を増大したことが洞察される。銀行業は非常に困難な課題に取り組んできたように見える。すなわち、個々の銀行は、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の状況に対して少なくとも自らを、同時に、承認する信用の拡大により、信用提供者の維持を、確保すべきである⁸⁷⁾。

もちろん、銀行にとり、これを行うことができるために、中央信用銀行（Zentralnotenbank）、国立銀行（Reichsbank）の支援が必要である。このような時期での銀行の立場と、その総裁の功績は知られている。この結果、われわれの関係では、このような支持で十分である。また、国立銀行は直接的に社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉のための信用の育成にかかわってきた。特に、割引信用（Diskontkredit）と債券担保信用（Lombardkredit）の承認に係わってきた。後者のために、銀行は、社会問題貸付金〈【筆者補足】原文は戦争貸付金庫（Kriegsdarlehnkasse）〉の制度を利用する⁸⁸⁾。

さらに、ここで、社会問題信用銀行〈【筆者補足】原文は戦争信用銀行（Kriegskreditbank）〉について考えるべきであるが、その割引信用は国立銀行で開設される。この社会問題信用銀行〈【筆者補足】原文は戦争信用銀行〉は、他の銀行が、本来の銀行信用で見付けられないような、信用を経済活動者に承認する、一連の場所で、他の銀行の活動を補足する。どの程度、社会問題信用銀行〈【筆者補足】原文は戦争信用銀行〉は介入すべきか、介入するべきだったのかは、これらについての数値が、今までの所、公表されていないため、いえない。マンハイムの銀行界は、社会問題信用銀行〈【筆者補足】原文は戦争信用銀行〉なしに、地位を確保しており、これが功績として評価されていると自負している。しかし、これに対して、銀行では、明らかに、他の都市でも、社会問題信用銀行〈【筆者補足】原文は戦争信用銀行〉により、信用需要の比較的僅かな部分のみが充足されていることが推測されるべきである。残りの充足を見付けた者は、今や、無視されない。このような問題の答えは、多分、組合制度（Genossenschaftswesen）の基盤での良い部分に導くであろう⁸⁹⁾。

⁸⁷⁾ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.304 左.

⁸⁸⁾ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.304 左.; Nicklisch, H. u. Bege, R. (1914): Die Zinspolitik der Kreditgenossenschaften, in: ZfHH. 1914/15. S.46 左-S.48 左.

⁸⁹⁾ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.304 左.; Nicklisch, H. u. Bege, R. 1914. S.43 右-S.46 左.

⁹⁰⁾ この点、ニックリッシュが、「組合が財務上では自らの足で立っていることは、組合が自己資本で十分に装備されていることを示唆する」(Nicklisch, H. u. Bege, R. 1914. S.45 右.) と述べて、組合を活用することを薦めていることは注目される。

8 支払いの流れの混乱に対する支払猶予による対策

ここでは詳細に、問題、つまり、どのようにして共通の支払猶予期限（allgemeines Moratorium）が作用するのかに係わるべきである⁴⁰。

この問題に対する答えでは、われわれは、既に説明した経済グループに再び注目すべきである。まず、最初のグループ。すなわち、少ない操業により、売掛債権（Debitor）の側での遅延と欠損に対して調整が生ずる、会社では、支払猶予は不必要である。しかし、社会問題【筆者補足】原文は戦争により、以前とは異なる品目の製造で特別に操業する、会社は、支払猶予による、経営資産での緊張には、大部分、係わらない。ここでは、新たに承認された信用が役立つ。社会問題【筆者補足】原文は戦争の時期に獲得された利益は、留保（Rest）により、支払手段の流入と流出での変化から生ずる、緊張を免がせさせる⁴¹。

次に、第2のグループ。ここでは、支払猶予は、商品在庫価値と買掛債務の間での関係を喪失させ、これに対して、売掛債権と買入債務の間での関係は、両側により作用するため、維持する。信用関係は支払猶予により一時的に全額で停止されるため、追加信用が承認されないとき、これ以上の信用の余地（Raum）は生じない⁴²。

このため、支払猶予は、共通した現金取引（allgemeiner Barverkehr）をもたらす⁴³。

提供する信用（gegebenes Kredit）が、受け取る信用（genommenes Kredit）に等しい所では、現金準備が比較的非常に大きくないときに、共通した支払猶予により、会社は、新しい商品の調達、貸金支払いなどで、直ぐに販売に左右される。

反面、受け取る信用（genommenes Kredit）が、提供する信用（gegebenes Kredit）よりも大きい所では、もちろん、共通した支払猶予は、販売の規則性に対する依存性が、そうでないときよりも、大きくないという、効果を有する⁴⁴。

また、提供する信用（gegebenes Kredit）が、請求される信用より大きい所では、共通した支払猶予により、会社が所有する、自己資本の一部分は、そうでなければ起こったよりも、より長く固定される。会社は、支払能力で、支払猶予により、常に、直ちに現金販売を示唆される。そうでないと、損失と延期が生じ、これは、会社が、割合1の状況にな

⁴⁰ Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.304 右.

⁴² Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.304 右-S.305 左.

⁴³ Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.305 左.

⁴⁴ Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.305 左.

⁴⁵ Vgl.Nicklisch, H. 1915b. S.305 左.

る前に、提供する信用（gegebenes Kredit）と、受け取る信用（genommenes Kredit）の全体の差異をなくする⁴⁶。

共通した支払猶予は経済活動者の最弱のクラスにとってのみ有益であること、しかも、通常、苦勞して調達されるべき、大きな現金有高を必要とする、独占的な現金取引をもたらしことが示される。このため、支払能力を資産の緊張から解放する意図は、不完全か、全く達成されない。ドイツの政府は、共通した支払猶予の採用を思い留まることを、正当とみなす。個々の最弱の会社にとってのみ、共通した支払猶予が現実に保護を意味するが、このような最弱の会社は他の方法で中止されるべきである⁴⁷。

II 「事業における戦争リスクと戦争決算書のための資産の評価」

至る所で、愛国の講演（Vorträge）と上演（Vorführung）が催されている。私（【筆者補足】ニックリッシュ）は、これらがわれわれの時代には必要であり、価値があることを確信する。すなわち、愛国の高揚は活力に溢れており、われわれの愛国心の歯車、われわれが属する全体に対する愛は、出来事（Geschehnis）のすべての転換（Wechsel）、外部と内部での事件（Ereignis）の方向転換（Drehung）と転機（Wendung）では、われわれの行き詰まりを打開すべきである⁴⁸。

もちろん、活気と同様に、他のもの、すなわち、明確な認識の確固とした立脚点（Stützpunkt）がわれわれには必要である。このような立脚点なしには、われわれは、途方もない、無制限な空間で動揺するが、立脚点によってのみ、一定の利害関係（Interesse）の範囲で、また勢い良く確実に動くことをわれわれはできる。すなわち、幸運な感激（Begeisterung）がまたわれわれを非常に向上させ、飛躍させる（emporreißen）ように、明確な認識は、確固としたもの、対象（Gegenständlichen）でわれわれを支える⁴⁹。

感激は、真実の認識から、国民では、大きな共通した事実の認識から、増大する。また、目標への道に存在する、大なり小なりの、あらゆる障害は十分に認識されるべきである。そこには、必要な程度の特異性と抵抗可能性が存在する。感激と明確な認識のこのような

⁴⁶ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.305 左-305 右.

⁴⁷ Vgl. Nicklisch, H. 1915b. S.305 右.

⁴⁸ Vgl. Nicklisch, H. (1915): Das Kriegsrisiko im Geschäft und die Bewertung des Vermögens für die Kriegsbilanz, Leipzig (in: ZfHH) 1915. S.265 左.

⁴⁹ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.265 左.

結合は、国民による、鉄壁な基礎 (Stahlblock)、統一された全体を創造するが、これは、嵐 (Strurm) により崩壊せず、圧力により取り崩されない。

このような理由から、われわれは、あらゆる種類の愛国の催しとともに、全く意図して、可能な限り、明確性 (Klarheit) を普及させる講演を催す⁶⁰。

1 社会リスク <【筆者補足】原文は戦争リスク>

① リスクの本質と統一性

われわれは経済体 (Wirtschaft) を考えるが、個々の細胞 (Zelle) は経済活動の担い手である。個々のこのような経済体は特定の目的 (Zweck) を有する。このような目的を達成するためには、諸力を投入し、材料を準備することが必要である。後者の材料と前者の諸力は、目標 (Ziel) に対して全く一定の関係 (Verhältnis) にあるべきである。これにより、これらがまた相互に完全に一定の状態にあることが保たれる。投入される諸力、準備される材料が、経済目標を達成するのに、適している、あるいは、十分であるという可能性が与えられるならば、すべての経済体において、目標の達成には全く脅威 (Bedrohung) を感じられない。このような脅威は、経済体ではリスク (Risiko) を意味する⁶¹。

今や、2種類の異なる経済体が区分できる。すなわち、価値創造経済体と消費 (家計) 経済体 (Erzeugungs- und Verbrauchs- (Haushalts-) Wirtschaft) である。その際、商業に従事する (handeltreibende) 経済体は初めのグループにあげられる。そこで問題が生ずる。すなわち、この価値創造経済体とすべての経済体の中に存在するリスクは、その本質で異なるのか⁶²。

先に述べたことにより、まず、価値創造経済体について触れる。これらでは、目的が最も決定的で (ausgesprochen)、また、最も統一的である (einheitlichsten)。そこでは、維持と再展開にとり十分な利益を可能にするために、十分な規模で、取引 (Umsatz) により共通した欲求充足に参加することが問題になる。また、投入される諸力と存在する材料による、経済体の区分が、諸力と材料の経済上の結合である限り、そこでは特に強く現

⁶⁰ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 265 左-265 右.

⁶¹ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 265 右.

⁶² Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 265 右.

⁶³ なお、商業に、価値創造機能があるのか、否かは、経済学で、議論されてきた。この点、生産経済体から消費経済体に、モノを移動させることにより、価値の創造が行われるという、ニックリッシュの主張は、分業経済体制に慣れ親しんだ、われわれには理解し易い。そして、最近では、商業の具体的機能として、所有権移転、物流、決済、金融、リスク負担、情報伝達などがあげられるが、一括して「需給接合機能」とわれわれは呼ぶ。

れる⁶⁴。

しかし、家計経済体でも、多くは異なる。ここにもまた、経済目的がある。すなわち、特定の個々の人間の需要の充足が重要である。また、この目的のために、消費が規制され、実行される限り、適切な材料と、個々の材料の選択とその調達について配慮する諸力が十分な量で自由に使用されるべきである。これらの相互に結合されている関係がバラバラになることは個々の経済体の本質（Sein）を脅かし、実際には、このような脅威はある程度またここでも常に存在する。このため、例外なしに、すべての経済体にとり、経済リスク（Wirtschaftsrisiko）の全く共通した形式が妥当していることをわれわれは知る⁶⁵。

だが、また、相違が存在する。家計経済体では、リスクにより、人間は自らの存在（Dasein）を直接的に脅かされる。価値創造経済体では異なる。そこでは、自然人（physische Person）ではなくて、経済体の活動がまず問題になる。従って、結局、家計経済体によるこのようなリスクは人間の生活に作用する。価値創造経済体の活動が破滅すれば、まずその所属者、すなわち、所有者（Inhaber）、従業員（Angestellte）と労働者の家計経済体が危なくなる。更に、崩壊は、また、必需物資をそこから直接、あるいは、間接に引き取る、使用者にも、はっきりと感じられる。また、破滅した経済体のリスクから家計経済体に対するリスクがどれ程になるのかは、その重要性の程度に、すなわち、労働力の提供者と供給者としての彼らを補充することが容易か、困難かに依存する。このため、価値創造経済体と家計経済体でのリスクの実体（Wesen）が統一体（ein）であること、すなわち、広義の唯一の経済目的、つまり、人間の欲求充足の脅威であることが再び示される⁶⁶。

もちろん、個々の経済体か、すべての経済体でのリスクを問題にするのかにより、リスクに対抗する方法は、異なるべきであるため、人間の活動に対する関係での個々の相違は無視できない。すなわち、価値創造経済体が他の経済体のリスクに対して身を守るように、家計経済体は、他の経済体のリスクに対して身を守るべきである。このことは、どのような源泉に個々では由来するとしても、すべてのリスクに対して成立する。また、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉を原因とする（bedingen）リスクに対してもそうである⁶⁷。

現在、影響力を増している社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉で停滞している活動を、社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉の意識を軽減することに貢献する限り、2

⁶⁴ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 265 右-266 左.

⁶⁵ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 266 左.

⁶⁶ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 266 左.

⁶⁷ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 266 左.

つの大きな効果の流れ (Wirkungsstrom), つまり, 「社会問題に対する配慮」(【筆者補足】原文は戦争に対する配慮 (Kriegsfürsorge)) と, 価値創造経済体の維持のために行われてきた方策に, 区分することは, 完全に論理的である⁵⁹。前者の社会問題(【筆者補足】原文は戦争)に対する配慮は, 人間の存在 (Dasein) を直接脅す, 脅威に対して非常に有効であるし, 後者は, 主に, 価値創造経済体の活動を危なくする, 社会問題(【筆者補足】原文は戦争)の影響に対抗するように作用する⁶⁰。

共通して調整された方策が, 同時に, 直接的に, 両方向に作用することは, これによつては, 否定されず, すべての経済体でのリスクの本質が統一されている場合 (bei der Weseneinheit des Risikos) には, 自ずと与えられる⁶¹。

② 基幹設備リスクと活動リスク

更に, 着眼点は, 常に, 優先的に, 他のために財を準備する, 生産経済体 (Produktionswirtschaft) に向けられるべきである。このような制限により, われわれは自らのシェーマに戻る。すなわち, そこには, 事業目的 (Geschäftszweck) がある。また, 事業目的に適した, 十分な, 諸力と材料がある。更に, 諸力には必要な配備がなされる (bewaffnen) べきである。つまり, 材料により目的を果たすことを, 諸力ができるようにする, 制度 (Einrichtung) が準備されるべきである。そして, われわれは, 設備, 「設備資産 (Anlagevermögen)」と呼ぶが, 資産の一部に与えられる, 諸力と材料の目的に適合した経済上での結合は, ある程度, 必要である⁶²。

経済体の設立より前に, 特に, その存在が発展する経営の前提であるような経済体ではそうであるが, あらゆる認識できる可能性についての考慮 (Berücksichtigung) と, また, 確率の斟酌 (Erwägung) に従って, ——品質と同様に, 数量に従って, また, 全体に対する構成 (Gliederung) と構造 (Aufbau) で——, 材料 (原材料と補助材料), 諸力 (個人と非個人), 並びに, 設備と道具の間で, 事業目的により条件付けられた, 正当な関係 (Verhältnis) が見付けられるべきである。基幹設備 (Grundanlage) ではまず「計算課

⁵⁹ 原文では, 以下のように記載されている。すなわち, 現在, 荒れ狂っている戦争で停滞している活動を, 戦争リスクの意識を薄れさせることに貢献する限り, 2つの効果の流れ (Wirkungsstrom), つまり, 「戦争に対する配慮」と, 価値創造経済体の維持のために行われてきた方策に, 区分することは, 完全に論理的である (Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.266 左-266 右)。

⁶⁰ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.266 左-266 右。

⁶¹ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.266 右。

⁶² Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.266 右。

題（Rechenaufgabe）」である。これら基幹設備はまず有能な成功の見込みの有るもの（fähiger Erfolgsträger）として、紙面上で〈【筆者補足】見積もりにより〉証明されるべきである。もちろん、このような計算では、健全な経済の設立をもたらすべきであるならば、既に、真の活動の価値（wirklicher Lebenswert）が、洞察可能な専門知識と経験の源泉から、しっかり確認される（eingeführt）べきである⁶²。

しかし、これが前提とされうる所でも、設立の後で、すべての脅威が排除されるのではない。われわれの知識は完全ではない（Stückwert）し、全く一世代（Menschenalter）での経験によりすべての可能性を論じ尽くせるものでもない。このため、経済体は、慎重に査定された基幹設備でも、ある程度は危険である。そこでは、基幹設備から生じ、計算上の特徴を有するリスク、つまり、基幹設備リスク（Grundanlageisiko）は持続している。この基幹設備リスクは、設備の範囲と給付能力が事業目的の要求を上回ったり、また、事業目的の要求に達していないとき、予め用意された設備と諸力が材料に適合しておらないとき、そして、（価値と構成によれば）順応しないとき、とにかく効果をあらず。そこでは、基幹設備リスクは単純な数値（einfache Größe）ではないことが示される⁶³。

更に続いて、経済体は自らの行為（Tätigkeit）を始める。つまり、経済体は、設備と工具を用いて、労働により、材料で、機械的か化学的な方法で事業目的を達成するために、自らの力を展開する⁶⁴。このような活動（Betätigung）は、計算された結果、原価値（Kostenwert）、投入された価値の総額を上回る、価値の創造をもたらす。もちろん、これが行われるのかは、多くの様々な要素に左右される。これらの内、すべてが、生産する経済体（produzierende Wirtschaft）の意思に従うのではない。そして、生産する経済体の意思が適切であるとしても、期待される成果が生ずるのか、あるいは、全く価値損失が

⁶² Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 266 右.

⁶³ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 266 右.

⁶⁴ ニックリッシュは、『経済的経営学』で、「この経営経済学の中心点には、企業と経営がある」（Nicklisch, H. 1925. S. 1.）とみなし、「経営は、欲求の充足のために設定した、共同の目的のために、工具、材料が装備された、作業現場で活動している人間である」（Nicklisch, H. 1925. S. 36.; 参照。大橋昭一著（1966）『ドイツ経営共同体論史』中央経済社 1966年 185頁；岡本人志著（1977）『経営経済学の形成』森山書店 1977年 196頁；田島壯幸1973. 107頁；市原季一著（1954）『ドイツ経営学』森山書店 1954年 67頁；大橋昭一稿（1996）「序論 ニックリッシュ経営学の発展と展開」（大橋昭一編著・渡辺朗監訳『ニックリッシュの経営学』中央経済社 1996年 21-22頁）と定義した。そして、『経営経済』では、「経営経済学の対象は、経営と呼ばれる、経済単位の活動である」（Nicklisch, H. (1932): Die Betriebswirtschaft, 7. Aufl., Stuttgart 1932. S. 6.）と規定した（参照。大橋昭一1966. 203頁 228-229頁；市原季一1954. 67頁；大橋昭一稿1996. 6-7頁）。

あらわれるのかという、十分な可能性が残されている。そこでは、活動のすべての部分——個々の活動、個々の評価、個々の化学的な過程——は、これらが、事業目的の達成に貢献することに対してリスクがある。他のリスクが、先と同様に、ここでも示される。すなわち、活動リスク (Betätigungsrisiko) である。この活動リスクは、基幹設備によるリスクとしては少ししか構成されていない。つまり、これが含む、小さなリスクグループの列挙はこのことを証明している。すなわち、調達リスク、生産リスク、管理リスク (Verwaltungsrisiko) と販売リスクがこれに属しているが、その際、管理リスクには信用リスク (Kreditsrisiko) が含まれる⁶⁵⁾。

しかも、またここでは、再び、すべての経済上のリスクがその最も深い本質では統一体 (eins) であることが強調されるべきである。しかし、経済体の問題の熟慮にとり、基幹設備リスクは活動リスクとは区別されるべきである。つまり、とにかく、原因が異なるためである。すなわち、前者の基幹設備リスクは、既に明らかにしたように、計算上の特徴を有し、後者の活動リスクは活動での危険 (Fährnis) に対応している。しかし、ここでは、リスクの統一体 (Risikoeinheit) が再び示されるべきである。というのは、基幹設備では、活動において可能な、誤った結果が、経験が教える規模で、予想され、考慮され、その結果、この規模を上回ると、独自の活動リスクが初めて現れる⁶⁶⁾。

しかし、更に、活動リスクは処理 (Behandlung) で区別される。すなわち、経済活動者 (Wirtschaftende) がリスクに対して保護され (eindecken)、保証される (sichern) 方法は、通常、場所 (hier und dort) によりさまざまである。資本、設備や材料が不足すれば、これらは調達されるべきである。これに対して、個々、あるいは、全体での活動が効果的でなければ、これらは、その前提 (Bedingung) とその経緯 (Verlauf) で調査され、改善されるべきである。つまり、コントロールが不足しているならば、このようなものが導入されるべきである。また、作業方法が完全に十分でなければ、既に雇用されている人 (die alten) は更に教育されるか、より良い新しい人が投入されるべきである⁶⁷⁾。

もちろん、ここでもまた同様に再び、さまざまなリスクグループでの本質の統一性 (Weseneinheit) が強調される (herandrängen)。すなわち、作業方法は基幹設備の対象であり、事業目的が要求する、活動が、全く簡単でなければ、事業目的により、諸力、設備と材料の間での関係を条件とするため、そうであるべきである。そして、基幹設備での誤った関係

⁶⁵⁾ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 266 右-267 左.

⁶⁶⁾ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267 左.

⁶⁷⁾ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267 左.

が、また、作業方法での変更や、新しい作業方法の採用により、排除されることは、可能であり、むしろ、通常では、もっともらしい（wahrscheinlich）⁶⁸。

しかし、基幹設備リスクと活動リスクでの相違は避けられない⁶⁹。

③ リスクの原因と内容

どのように社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉は、このシェーマに組み込まれるのか。要するに、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉により、特殊な本質のリスクは存在するのか⁷⁰。

後の問いでは、語られたことにより、われわれには答えは簡単と思われる。すなわち、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の影響は、経済の構成体（Gebiete）では、人間、さまざまな国の住民の、欲求の充足を全く危険にする。本質によれば、社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉は全く新しいものではない。

しかし、原因は特殊である。最も親密な原因は、経済の領域ではなくて、むしろ、政治の領域にある。たとえば、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の勃発とともに作用する、経済上での対立は、純粋な政治上での思考過程（フランス人の報復、汎スラブ主義）に関連した、政治上での領域での回り道において、初めて因果関係に引き入れられる⁷¹。

社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の影響の克服のために、適宜に方策を採用することを思い留まるため、特別なリスクが形成されるときには、原因は幾分異なる。この場合、社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉に対して経済上での原因の一部（Teiluesache）が生ずる。しかし、このような社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉は、政治上での原因、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉を引き起こす原因により、初めて効果を現わす。後者の社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉を引き起こす原因が主要な原因、前者の経済上での原因は副次的な原因である。そこでは、従って、これにより、われわれの初めの帰結（Ergebnis）に関しては全く変りはない⁷²。

しかし、結果の領域では、何も（wieder）、他のリスクグループとの相違は存在しない。社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉は、経済体では、上記（1と2）で既に特

⁶⁸ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267 左-267 右.

⁶⁹ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267 右.

⁷⁰ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267 右.

⁷¹ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267 右.

⁷² Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267 右.

徴付けられた、すべての見取り図 (Grundriß) に従ってのみ、作用する⁷³。

一方で、社会リスク【筆者補足】原文は戦争リスクは、材料の側面に従って、作用する。これは、国内経済を、外国の材料を加工する限り、仕入れ先から、完全に、あるいは、部分的に、分離する。その他の材料の調達に対して、社会問題【筆者補足】原文は戦争が正常な価値形成を妨げ、価格が困難にコントロールされることにより、特殊なリスクが生ずる。同様な困難は、また、多くの事業部門で、販売に対しても生ずる⁷⁴。

他の側面では、ヒトの力の引き抜き (Entziehung) が生ずる⁷⁵。

あらゆるこれらの結果 (Folge) は、制度の、完全な、あるいは、部分的な利用拒否や、設備の給付能力とその利用の間での誤った関係であるが、これらは、より長く続く程、その存在能力において、より強く作用する⁷⁶。

経済体の活動では、その他よりも、より予測できるように振る舞うべきである。今や、非常に多くの取引 (活動期間) で、今まで以上に損失に脅かされ、この損失は、個々の場合に対して、平均して、より大きくなる⁷⁷。

そこでは、社会問題【筆者補足】原文は戦争は、基幹設備リスクと活動リスクの増大で現れる⁷⁸。

結果 (Folge) は、罹災者の範囲 (Grenze) の拡大である。正常な【筆者補足】原文は平和な時であれば、確固、かつ、確実 (fest und sicher) に存在する、経済体でさえ、今や、この罹災者の中にいる。連邦政府 (Bundesrat) は、今年【筆者補足】1915年) の8月4日の経済方策を強化する法律の第3条に基づき、彼らに対して、「破産手続きの回避のための事業監査 (Geschäftsaufsicht zur Abwendung des Konkursverfahrens)」の採用により配慮している⁷⁹。

既にその前に、信用不足 (Kreditnot) が起こっている (einsetzen)。信用制度では、不信は特別な役割をする⁸⁰。

単なる用心とは大いに異なり、このような心理的な要素は、全く、弊害 (Übel) を、増加させ、増幅するように (vervielfältigend)、作用する。不幸にも、ここで特にこれを縮

⁷³ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267 右.

⁷⁴ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267 右.

⁷⁵ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267 右.

⁷⁶ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267 右.

⁷⁷ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267 右.

⁷⁸ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 268 左.

⁷⁹ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 268 左.

⁸⁰ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 268 左.

小するのに適切な、2つの事実が存在する。一方で、これは、社会問題の主要発生国（【筆者補足】原文は戦争指導国）と、長期的、あるいは、一時的に無関係な国（【筆者補足】原文は中立国）の間での政治上での関係（Beziehung）についての将来の展開（Gestaltung）を洞察させず、そうでないと、また、社会問題（【筆者補足】原文は戦争）の出来事の経過は予測できない——とにかく、社会問題の勃発（【筆者補足】原文は戦闘）の開始以前（展開時期では（in der Aufmarschzeit））予測できない——ため、あらゆる心配な報告の機会を与える限り、当てはまる⁸⁰。

信用リスク（Kreditrisiko）は、このような理由から、社会問題（【筆者補足】原文は戦争）の存在の間では、特に高い程度で予測不可能性を有し、このため、このような時期では、事業上では、非常に困難にのみ行動させられる。ここから、個人の信用を育成し、事業資金を上回って、国家から、地方自治体、あるいは、通商代表者（Handelsvertretung）により、リスクの予測不可能性の程度から説明される、特別な保証資本を与える、特殊な信用機関、社会問題貸付金（【筆者補足】原文は戦争貸付金庫（Kriegsdarlehnkasse））、特にしかも、社会問題信用銀行（【筆者補足】原文は戦争信用銀行（Kriegskreditbank））のための基礎が生ずる⁸²。

社会リスク（【筆者補足】原文は戦争リスク）が作用する、領域の描写により、唯一の特徴が特に明らかにされるべきである。まず、既に他の関係で言及された予測不可能性である。その程度は、本来の社会問題（【筆者補足】原文は戦争）の行為が開始される前に、動員（Mobilimachung）と社会問題（【筆者補足】原文は戦争）の発生の布告の直後に、最高になる。この程度の変化を示す、曲線は、最高点で始まる⁸³。

社会リスク（【筆者補足】原文は戦争リスク）の規模は、予測不可能性の程度に左右されない。社会リスク（【筆者補足】原文は戦争リスク）は小さいが、しかし、前者の予測不可能性の程度は高い。そして、反対もある。また、社会問題（【筆者補足】原文は戦争）の期間中の規模の展開も、計算可能性により左右されない⁸⁴。

すべての事業部門は、特殊な構成（Zusammensetzung）と程度（Höhe）で、社会リスク（【筆者補足】原文は戦争リスク）を有する。そこでまた、個々の事業部門内でも、個々の事業でもそうである。つまり、どのような状態で、社会問題（【筆者補足】原文は戦争）

⁸⁰ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 268 左.

⁸² Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 268 左.

⁸³ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 268 左.

⁸⁴ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 268 左.

の体験が、事業に指導者を採用させるのか、どれ程の人数で、他の人々に対しては何を採用させるのかなどということを行わさせるのが問題になる⁸⁵。

また、個々の国にとり社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉は異なる⁸⁶。反面、外部だけではなくて、むしろまた、内部の経済と政治の状況が、リスクの規模に影響する⁸⁷。

しかし、われわれの社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉がどのような大きさであるのかと同様に、少なくとも、外部からの賠償(Entschädigung)により、算定可能な価値損失の埋め合わせをわれわれに求める、社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉を全体としての国民が負担できること、終わりまで社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉を負担させられることをわれわれは知っている⁸⁸。

2 社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉での資産の評価

初めと同様に、以下の考察では、継続して2つの異なる時点で相互に区分されるべきことが確認されるべきである。すなわち、

帳簿が締め切られる時点(これは、締め切られるべき事業期間が終了する時点であるが、)を、われわれは α と呼ぶ。

それから、決算の作業(Abschlussarbeit)が終了する時点で、この時点で貸借対照表が作成されるが、われわれはこれを β と呼ぶ⁸⁹。

純粋な貸借対照表が作成される前に、事業期間の経過後、締め切り期限後に、まだ多くの作業が処理されるべきであるため、 β は常に α の後にある⁹⁰。

資産の評価は、異なる基準に基づいて、まさに、 α か β か、両者が社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の時期に生ずるのかにより、行われる。われわれは、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の時期との関係を特徴のあるケースで区分しようとする⁹¹。

1では、 α と β 、これにより、また全体の決算(Abschluss)は、社会問題〈【筆者補足】

⁸⁵ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.268 左.

⁸⁶ 原文では、続けて、以下のように記載されている。すなわち、「また、個々の国にとり社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉は異なる。3つの前線で戦う、ドイツは、英国とは異なるリスクを有する」(Nicklisch, H. 1915. S.268 左-268 右)。

⁸⁷ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.268 左-268 右.

⁸⁸ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.268 右.

⁸⁹ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.268 右.

⁹⁰ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.268 右.

⁹¹ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.268 右.

原文は戦争〉の外にあるが、常に、 β は時間上では社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の勃発時期に近い。株式会社では、しかも決算は終了できるが、株主総会はまだ開催されておらないため、取締役と監査役で確定された利益分配案の変更が、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の影響を考慮して、まだ可能である⁶²。

しかし、通常の株主総会が済んでいると想定しても、配当金はまだ支払われていなければ、以下の日程で臨時株主総会を招集する、最後の可能性はまだ残されている。すなわち、古い決議の廃止と、社会問題引当金〈【筆者補足】原文は戦争引当金〉の分離のための利益の新しい分配〈【筆者補足】がまだ残っている〉。

株式会社の経済形態の採用では、このような関係は、これが他の形態で最終結果が本質上異なることなしに、最も良く、明らかになる⁶³。

その他では、ケース1に等しいが、2、すなわち、締め切られるべき期間は、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の始りの前にある。そして、このため、ここでも、先と同様、問題が現れる。すなわち、

このようなケースでは、評価において社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉は進んで考慮されうるのか⁶⁴。

3では、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の影響が考慮されるべきであることは疑えない。

ここでは、両時点が社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の期間の内にあり、従って、締め切られるべき時点にとっても、そうである⁶⁵。

4では、まだ、決算の作業が終了していない前に、正常な状況〈【筆者補足】原文は平和〉が到来したため、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉が計算に組み込まれるべきか、自由に評価できるのかは疑問である⁶⁶。

ケース5は、決算に係わるものが、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の期間の外にある。ここでは、本質上では、損益計算についてのみ言及されるが、しかし、損益計算が評価作業に左右される限りではなくて、むしろ、損益計算が継続される事業で生ずる利益と損失を算定する限りである⁶⁷。

⁶² Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.268 右.

⁶³ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.268 右-269 左.

⁶⁴ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.269 左.

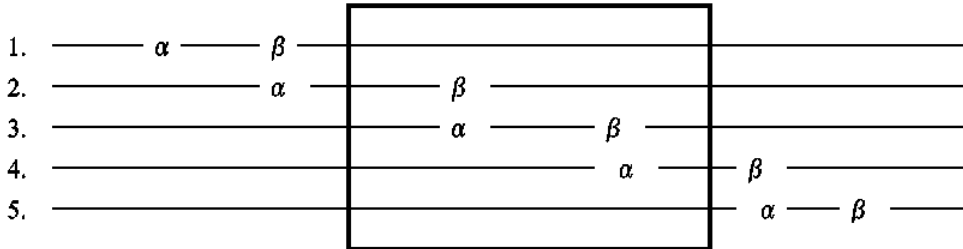
⁶⁵ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.269 左.

⁶⁶ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.269 左.

⁶⁷ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.269 左.

しかし、利益勘定と損失勘定の単なる管理と、このような勘定での継続した金額 (Posten) の発生は、決算作業に属するのではないし、決算作業の一部でもない。

このため、このようなケースは以下の説明のためには除外される。



この場合には1から4までのみが考察される。

ケース1-2。すなわち、まず、たとえ、本来の決算期間がまだ社会問題 【筆者補足】原文は戦争 の期間で生じていなくても、社会問題 【筆者補足】原文は戦争 がより以前の期間 (alte Periode) の決算で確かに考慮されるべきことが確認されるべきである。品行方正なビジネスマンは、社会問題 【筆者補足】原文は戦争 が生ずる将来の予想されえない (unberechenbar) 状況で自らの会社 (Firma) を維持しようとするならば、このように行動すべきである⁶⁸。

考慮のためには2つの方法 (Weg) が存在する。

1. α 日の価値での財の評価と、財産目録 (Inventar) の外での、すなわち、開示された社会問題引当金 【筆者補足】原文は戦争引当金 の形成による利益分配での、社会リスク 【筆者補足】原文は戦争リスク の考慮。

2. 時点 α と β との間での状況の展開 (Gestaltung) を考慮した評価。これにより、通常の営業利益 (Geschäftsgewinn) は、さもなくば開示された社会問題引当金 【筆者補足】原文は戦争引当金 で留保された総額 (gebrachte Summe) に一致した、金額だけ、個々の資産部分の価値の控除により、減少する。

目標は、一方では利益分配の方法 (Weg) か、他方では評価の方法で達成される⁶⁹。

これら両方法は、われわれの株主権 (Aktienrecht)、あるいは、同様なものの制定により拘束されていない、すべての会社には開かれている。しかもまた、株式会社にとっても

⁶⁸ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.269 左.

⁶⁹ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.269 左.

両者は可能である。利益分配における恐れのある危険（drohender Gefahr）についての考慮の方法は、株式会社にとっても、否定されない。そして、評価における直接的な考慮の方法は、たとえ、特定の可能な部分に対して、 α の時点で与えられる、価値で評価することが、商法典第261条が明確に規定していても、可能である。というのは、これにより、この限界を越えることは禁止されているが、この限界を下回ることは禁止されていない。引用された文章は、調達価値、あるいは、製造価値が α での時価を下回るケースに対して、後者を規定している⁹⁹。

ケース3では、1-2でのように、今まで説明された問題が、指導的な役割をしない。時点 α はここでは社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の期間にある。そして、このため、他のもの、すなわち、価値をどの大きさに設定するのが重要になる¹⁰⁰。

この問いの答えには特別な困難はない。

また、これに対して2つの可能性がある。すなわち、一定の関係の下で困難な課題を解決するか、解決を延期して、評価が行われるべき時点を、価値の確定に対して社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉により制限された障害がもはや存在しない時、つまり、次の正常な〈【筆者補足】原文は平和〉な時期に、延期するかである¹⁰¹。

とりあえず、この後の可能性を〈【筆者補足】考える〉。

これに対して、既に、新しい時点 α を、余りに長い間延期したくないとき、事情の状態に従って（nach Lage der Dinge）規定されるべきでないと述べた。だれも、いつ正常〈【筆者補足】原文は平和〉が訪れるかをはっきりとは知らない¹⁰²。

その後で、事業では、活動の共通したリズムが失われ始める。同一の時間間隔、事業期間の規則的な繰り返しは姿を消す。これには他のものが関係している。すなわち、人為的に延長された事業期間が提供する数値は、ただちに、他の事業期間の数値と比較できない。確かに、簿記、あるいは、統計での方策が、このような弊害を予防するために、併行して採用できる。しかし、これは、すべての経済体ではなくて、多くの経済体でのみ、行われる。今までのように事業期間を維持し、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の時には、決算貸借対照表の代わりに、単なる中間貸借対照表を形成することが、最も簡単である。在庫の多様性により、財産目録の困難を有する、百貨店とその他の経営にとり、これは、

⁹⁹ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.269 左-269 右.

¹⁰⁰ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.269 右.

¹⁰¹ Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.269 右.

¹⁰² Vgl.Nicklisch, H. 1915. S.269 右.

まさに商法典第39条第3項で認められている。もちろん、あちらこちらで相違はある。引用されたケースでは、中間年度に対して、正確な数量確定（《筆者補足》実地棚卸しによる）在庫有高による帳簿有高のコントロール）は断念されるのに対して、われわれのケースでは、数量の確定は困難を示さないが、評価は中止される。これによれば、ここでは、中間貸借対照表において、試算表（Rohbilanz）のみが問題になり、このため、利益の間に合う表示（ausreichende Darstellung）がないため、利益分配は不可能である⁹⁹。

これに対して反論するような根拠なしに、個人商人では、突発した社会問題（《筆者補足》原文は戦争）の考慮で評価が好都合になるとみえても、しかし、このために、事業から支払手段（Mittel）は全く引き出されるべきではないため、このような方法を選択するという欲求はほとんど規制されない。その際、また、所有者が、過剰に好都合な利益報告により、通常より多くを分配するように唆されないことが、前提にされる。個人の合名会社（offene Handelsgesellschaft）でも同様である¹⁰⁰。

これに対して、株式法（aktienrechtliche Regel）に従って活動する会社では、特に、異なる。

ここでは、過大に報告された利益のケースでは、過大な配当を決議し、支払い、これにより、会社が確実な活動に必要な支払手段（Mittel）が、会社から長期的に引き出される、危険が迫っている。ここでは、簡単に、状況が十分に洞察されるまで、企業家の利害と株主の利害の間での困難な調整を長期に延期するという考えが生ずる。これは、もちろん、配当を非常に長く待ち、もしかしたら、投げ売りでは、また相場変動による損失を被らなければならない、株主より、企業にとって、より多く役立つ¹⁰¹。

中間貸借対照表からは全く配当が分配されないため、社会問題の発生時での決算書（《筆者補足》原文は「戦争貸借対照表」）の代わりに、中間貸借対照表を作成する、先に言及した手続きを株式会社が用いる（bedienen）ときには、様相（Bild）は異なる¹⁰²。

ここでは、このような解決では、株主は完全に配当なしに残される。そして、これは、確かに、われわれの経済活動の復興能力を促進するのに適した、事実ではない¹⁰³。

今や、他の可能性がある。すなわち、評価は延期されないで、むしろ、社会問題（《筆

⁹⁹ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 269 右.

¹⁰⁰ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 269 右-270 左.

¹⁰¹ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 270 左.

¹⁰² Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 270 左.

¹⁰³ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 270 左.

者補足】原文は戦争）の発生時に、事業期間の決算が実施される⁹⁹。

このため、すべての価値が流れ、正常な価値形成（Wertbildung）が実行されない時に、確定された開始点がとりあえず設定される。開始点は、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の影響をまだ被っておらない日、つまり、社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉がまだ有効になっていない日の価値有高（Wertstand）により開始されるべきである¹⁰⁰。

年間での社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉から解放された時期の時価から計算すれば、これにより、個々の価値形成に影響することがありうる、付随の影響が調整されるため、平均値がより良いであろう¹⁰¹。

このような正当な価値から始めれば、社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉は相場の下落では評価されるべきである。しかし、このような値下げは、その比率関係では、様々な価値に対しては統一されていない。また、有価証券のような完全に大きなグループに対しても統一されていない。企業、国家、有価証券により義務付けられた、共同体（Gemeinde）は、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉により、様々な強さで脅かされるため、社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉は個々の有価証券では異なって現れる。また、商品でも、個々の種類が、国民と支配者（Heer）の維持のために、異なった程度が必要であり、その取引（Handel）と流通（Verkehr）では、社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の孤立化させる作用により不均一に巻き込まれるため、そうである¹⁰²。

このような相場の下落の割合は型に詰め込む（schematisieren）ことは難しい。それにもかかわらず、最低でも、同一の有価証券、同一の商品が、異なる経済管理（Wirtschaftsleitung）により、ほぼ同様に評価される、あるいは、最低でも、評価されうる、保証は与えられるに違いない¹⁰³。

もちろん、これは、次のものと異なるものには到達できない。すなわち、通商代表者（Handelsvertretung）は、専門評価委員会（sachverständige Bewertungskommission）と、このような評価委員会の作業の結果が知られていることに対して配慮する。助言と決定（Beratung und Festsetzung）では、相互の財の価値の関係、相互の依存関係が跡づ

⁹⁹ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.270 左.

¹⁰⁰ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.270 左.

¹⁰¹ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.270 左.

¹⁰² Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.270 左.

¹⁰³ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.270 左-270 右.

けられるべきである¹⁰⁴。

社会問題〈【筆者補足】原文は戦争〉の発生時での価値の流通可能性と、その形成の不規則性は作業をかなり困難にする¹⁰⁵。

今まで述べたことは、正常な〈【筆者補足】原文は平和な〉時に取引所価値や市場価値を有する、資産部分が問題になる限り、とにかく妥当する¹⁰⁶。

他の循環する資産部分の評価は、価値が現金のように読み取れない限り、ネット (Netz) により、このように構成される評価の支柱 (Bewertungsstütze) を常にかなり簡略化する¹⁰⁷。

ベルリンのビジネスマン団体の役員 (Die Ältesten der Kaufmannschaft in Berlin) は、有価証券では、6月25日、あるいは、それ以前の日の相場から始め、社会リスク〈【筆者補足】原文は戦争リスク〉の保証 (Deckung) のために相場下落を確定するという提案をした。最近、もちろん、このような考えは再び弱まっている¹⁰⁸。

ただまだケース4がある。価値は時点 α より、時点 β では、共通してより高い¹⁰⁹。

ここでは、調達価値、あるいは、製造価値がより低くない限り、会社は、時点 α での価値有高により株式を評価すべきである。取引所が常に閉鎖され、取引所相場と市場価格のある程度正常な展開が常に中止されているならば、算定では再び困難が存在する。だが、先に言及した、同じ専門評価委員会は、 α のための評価を、後の、正常な〈【筆者補足】原文は平和な〉時での適当な時点により後で実施する。個人商人と個人の合名会社は、評価では、法律上では自由であり、またケース4でも、株式会社に対して要求されるものと、非常に相違ないように、経済と政治上の理由からうまく行動する¹¹⁰。

おわりに

本稿では、われわれは、企業外部に起因する戦争を始め、自然災害、経済制裁、法律改正などにより発生する諸問題を「社会問題」とみなし、社会問題に起因するリスクを社会

¹⁰⁴ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 270 右.

¹⁰⁵ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 270 右.

¹⁰⁶ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 270 右.

¹⁰⁷ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 270 右.

¹⁰⁸ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 270 右.

¹⁰⁹ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 270 右.

¹¹⁰ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 270 右.

リスクと呼び、ニッケリッシュの論文「戦争中の支払いの流れ」を用いて、社会問題が全体経済と個別経済での支払いの流れに対して及ぼす影響を概観した後、小冊子『事業における戦争リスクと戦争決算書のための資産の評価』をほぼ全訳しながら、社会問題と社会リスクについて考察した。

ところで、周知のように、ニッケリッシュの経営経済学の課題は、「価値の流れ」と「組織の問題」であるが¹⁰¹、前者の「価値の流れ」は、第一次世界大戦により再認識された問題であり、「組織の問題」は、第一次世界大戦後の経済復興から再認識された問題であるとわれわれは考える。本稿で検討した、「価値の流れ」の問題に関するニッケリッシュの著作は、第一次世界大戦（1914年7月14日～1918年11月11日）中の、1915年に公表された。この点、「価値の流れ」の問題は、1912年の著書『一般商事経営学』で、収益性（Rentabilität）、準備金（Reserve）、財務上の均衡（finanzielle Sicherheit）などの概念を用いて、検討されたものであるが、第一次世界大戦が、支払いの流れを阻害し、財務上の均衡を脅かし、準備金を取り崩し、収益性を悪化させるものとして、ニッケリッシュの目には映った¹⁰²。このため、小冊子『事業における戦争リスクと戦争決算書のための資産の評価』が出版されたとわれわれは推察する。しかし、1922年に公開した『経済的経営学』（第5版）では、戦争に関する記述は陰を潜めて、1912年の著書『一般商事経営学』から継続してきた、資産の構成や評価の問題も含めて、「資産の組織」という章を設けて、ニッケリッシュは検討している¹⁰³。

他方、「組織の問題」については、1920年に著書『組織論』が公開された。しかし、その後、同年、1920年に、雑誌「商業学と商事実践（Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis）」に、論文「組織（Organisation）」と「組織一般法則（Die großen Organisationsgesetze）」が公表されている¹⁰⁴。そして、ニッケリッシュは、1922年に、

¹⁰¹ 参照。吉田和夫著（1995）『ドイツの経営学』同文館1995年 13頁

¹⁰² Vgl.Nicklisch, H. (1911): Grundsätze für Feststellung und Beurteilung der Rentabilität und finanziellen Sicherheit privatwirtschaftlicher Unternehmungen, angewandt auf unsere Großbanken, in.ZfHH. 1911/12. S.4左 u.S.9右.

¹⁰³ Vgl.Nicklisch, H. 1922. S.114-169.

¹⁰⁴ なお、ニッケリッシュによれば、財務上の均衡維持は、資本金や株主資本ではなくて、準備金により保証されるものであり（Vgl.Nicklisch, H. (1910): Reserven und finanzielle Sicherheit, in.ZfHH. 1910/11. S.305左-S.306右 u.S.306右.）、「会社の財務上の安全性は、準備金により与えられる限り、全体資本の総額に対する準備金の総額の割合により現わされる」（Nicklisch, H. 1910. S.307左）。

¹⁰⁵ Vgl.Nicklisch, H. (1920b): Organisation, in.ZfHH. 1920/21. S.13左-S.19左.;Nicklisch, H. (1920c): Die großen Organisationsgesetze, in.ZfHH. 1920/21. S.169左-S.173左.

『経済的経営学』（第5版）で、分業、特に、テーラーシステムを検討するために、「労働の組織」という章を新たに設けた¹⁰⁰。そして、1920年の著書『組織論』は、1922年に第2版が出版され、1922年に第5版として公開した『経済的経営学』は、1925年に第6版として改訂された。われわれは、この史実から、ニックリッシュは、組織一般論をある程度は展開できたが、経営組織論として具象化できたのかについて疑問視している。

われわれの問題意識は、このような改訂が繰り返されたという史事に基づくだけではない。われわれは、ニックリッシュの経営経済学の課題である、「価値の流れ」と「組織の問題」が相互に密接に関連しており、1932年に主著『経営経済』が出版された後でも、分業経済体制下での「企業の統制」を考えると、益々、両者の緊密な関係を重視せざるを得なくなったと考える¹⁰¹。

因みに、本稿で検討した小冊子『事業における戦争リスクと戦争決算書のための資産の評価』にも、「価値の流れ」と「組織の問題」の密接な相互関連を確認できる。この点、経済体を、価値創造経済体と消費（家計）経済体（Erzeugungs- und Verbrauchs- (Haushalts-) Wirtschaft）に大別し、前者の価値創造経済体には、設備資産を有する生産経済体（Produktionswirtschaft）とともに¹⁰²、商業に従事する（handeltreibende）経済体が含まれるとニックリッシュはみなす¹⁰³。また、すべての経済体に対して、経済リスク（Wirtschaftsrisiko）の全く共通した形式が妥当していること、つまり、価値創造経済体と家計経済体でのリスクの本質（Wesen）が統一体（ein）であること、すなわち、広義の唯一の経済目的、つまり、人間の欲求充足に対する脅威であるとニックリッシュは主張する¹⁰⁴。しかし、ニックリッシュによれば、リスクの本質では相違が存在する。具体的には、家計経済体では、リスクにより、人間は自らの存在（Dasein）を直接的に脅かされるのに対して、価値創造経済体では、自然人（physische Person）ではなくて、経済体の活動が問題になるが、価値創造経済体の活動が破滅すれば、まずその所属者、すなわち、

¹⁰⁰ Vgl. Nicklisch, H. 1922. S.83-113.

¹⁰¹ なお、手元にある、ニックリッシュの最後の論文は、「平和と戦争での損耗と資本削減」（Abnützung und Kapitaltilgung im Frieden und im Kriege, in. DBW, 1940.）である。彼は、通常の会計手続きで重視される「減価償却」（Abschreibung）とは異なるものとして、損耗と資本削減を説明している。われわれは生活の維持を最高目的とみなし、生活の手段として、組織、特に、国家や企業を考察するが、考察の対象に社会問題を含めるべき時代に到達していることは確かである。

¹⁰² Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.266右.

¹⁰³ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.265右.

¹⁰⁴ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S.266左.

所有者（Inhaber）、従業員（Angestellte）と労働者の家計経済体が危なくなる。更に、崩壊は、また、生活に必要な資源をそこから直接、あるいは、間接に引き取る、使用者にも、はっきりと感じられる^⑩。

また、価値創造経済体で生ずるリスクを、基幹設備リスク（Grundanlagerisiko）と活動リスクに大別し、前者の基幹設備リスクは、材料（原材料と補助材料）、諸力（個人と非個人）、並びに、設備と道具の間で、事業目的により条件付けられた関係（Verhältnis）からの不均衡によりもたらされるもので、品質、数量、全体に対する構成と構造から検討されうるとニックリッシュは主張する^⑪。他方、後者の活動リスクは、人の経営活動に係わるリスクであり、調達リスク、生産リスク、管理リスクと販売リスクがこれに属しているが、その際、個々、あるいは、全体での活動が効果的でなければ、これらは、その前提とその経緯で調査され、改善されるべきであるとして、コントロールが不足しているならば、このようなものが導入されるべきであるとニックリッシュはみなす。また、作業者による管理者に対する不信感を前提にして、管理リスクに信用リスクが含まれると述べていることや、作業方法が完全に十分でなければ、既に雇用されている人は更教育されるか、より良い新しい人が投入されるべきであるとニックリッシュは説明する^⑫。この点、価値創造経済体のリスクを大別することは疑問視されるかもしれないが、たとえば、過剰在庫や資材の在庫切れなどは、基幹設備の加工能力との不一致による、基幹設備リスクの顕在化とみなせるし、たとえば、従業員のスキルや熟練の不足により、装置の誤作動が発生したり、材料の発注や納期の誤りで生産活動や販売活動が停滞すれば、活動リスクが顕在化したとみなせる。しかし、たとえば、流れ作業からセル生産方式への転換などを考えれば明らかであるが、ニックリッシュの考察は、ヒトとモノの係わり方、特に、作業集団の価値観や文化、既存の装置や取引先のクセなどについて修得する組織特殊的スキルを検討するレベルには至っていない。

ところで、われわれは、東日本大震災で、地震、津波や原発事故による強制的な操業停止を経験した。この点、ニックリッシュが主張するように、個々の経済体か、すべての経済体でのリスクを問題にするのかにより、リスクに対処する方法は、異なるべきである。また、企業自らの活動に原因があるリスクと、社会問題を原因とするリスクに大別すれば^⑬、社会リスクは、国内での個別経済体を、海外の材料を加工する限り、仕入れ先から、

⑩ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 266左.

⑪ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 266右.

⑫ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267左.

⑬ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 266左.

完全に、あるいは、部分的に、分離させる。その他の材料や部品の調達に対して、社会問題は正常な価値形成を妨げ、価格が困難にコントロールされることにより、特殊なリスクが生ずる。同様な困難は、また、多くの事業部門で、販売に対しても生ずる。そして、人材の引き抜き (Entziehung) が生ずる⁹⁹⁾。反面、社会リスクの唯一の特徴である予測不可能性から、運にまかせることは、経営活動では許されない。われわれは、商品がコモディティ化され、ロジスティクスでのインターフェースが統一されるにつれて、自社の経営活動が原因とはみなせない、社会問題により、リスクを負担する可能性が増加し、その被害、損害額も増加する傾向が顕著になっている現況から、国民の生活に必要な全体需要を上回るような過剰投資を控えて、余剰資金で異分野へ進出するために、新製品開発と従業員教育を積極的に推進することを提案する。また、経済活動では好況と不況が交互に発生することは周知の事実であるが、好況期に成果を全額配当することは、たとえば、株主が当該会社の株式購入を最も有利な投資機会と考えているならば、非常に、矛盾した行為を会社に要求していることになる。つまり、自らの生活に必要な資金を上回る配当金を受け取ると、当該会社に再投資する必要が生ずる。反面、企業家が、必要な投資資金を控えて、配当金に充当することは論外である。なぜならば、内部に留保して、再投資することにより、株価は増大し、株主は持ち株を証券市場で売却する方が、配当の受け取りより、税の負担から考えると有利であるからである。更に、企業家は、内部資本調達した資金で、多角化を図ったり、海外進出しているならば、為替リスクのヘッジをすることは当然の責務である。もちろん、ニックリッシュが主張するように、国家から、自治体や通商代表者 (Handelsvertretung) により、リスクの予測不可能性の程度から説明される、特別な保証資本を与える、特殊な信用機関を活用して、国民の生活を安定させることは必要である¹⁰⁰⁾。

なお、社会リスクが顕在化したとき、中間決算をして、配当を延期するか、決算をするかは当該会社にとり重要な問題であるが、有価証券や商品などに対して、専門評価委員会 (sachverständige Bewertungskommission) を設立して、損害の規模の目安を呈示する必要があるとわれわれは考える。

⁹⁹⁾ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 267右.

¹⁰⁰⁾ Vgl. Nicklisch, H. 1915. S. 268左.

参 考 文 献

- 1) Nicklisch, H. (1910): Reserven und finanzielle Sicherheit, in.ZfHH. 1910/11.
- 2) Nicklisch, H. (1911): Grundsätze für Feststellung und Beurteilung der Rentabilität und finanziellen Sicherheit privatwirtschaftlicher Unternehmungen, angewandt auf unsere Großbanken, in.ZfHH. 1911/12.
- 3) Nicklisch, H. (1912): Allgemeine kaufmännische Betriebslehre als Privatwirtschaftslehre des Handels (und der Industrie), Leipzig 1912.
- 4) Nicklisch, H. u. Bege, R. (1914): Die Zinspolitik der Kreditgenossenschaften, in.ZfHH. 1914/15.
- 5) Nicklisch, H. (1915): Das Kriegsrisiko im Geschäft und die Bewertung des Vermögens für die Kriegsbilanz, Leipzig (in.ZfHH) 1915.
- 6) Nicklisch, H. (1915b): Der Zahlungsverkehr während des Krieges, in.ZfHH. 1915.
- 7) Nicklisch, H. (1915c): Rede über Egonismus und Pflichtgefühl, in.ZfHH. 1915.
- 8) Nicklisch, H. (1920): Der Weg aufwärts! Organisation, Stuttgart 1920. (鈴木辰雄訳『組織 向上への道』未来社1975年); 2. Aufl. 1922.
- 9) Nicklisch, H. (1920b): Organisation, in.ZfHH. 1920/21.
- 10) Nicklisch, H. (1920c): Die großen Organisationsgesetze, in.ZfHH. 1920/21.
- 11) Nicklisch, H. (1922): Wirtschaftliche Betriebslehre, 5.Aufl., Stuttgart 1922.; 6.Aufl., 1925.
- 12) Nicklisch, H. (1932): Die Betriebswirtschaft, 7.Aufl., Stuttgart 1932.
- 13) Nicklisch, H. (1934): Profitlehre?, Berlin 1934.
- 14) Nicklisch, H. (1940): Abnützung und Kapitiltilgung im Frieden und im Kriege, in. DBW. 1940.
- 15) 市原季一著 (1954)『ドイツ経営学』森山書店 1954年
- 16) 大橋昭一著 (1966)『ドイツ経営共同体論史』中央経済社 1966年
- 17) 大橋昭一稿 (1996)「序論ニックリッシュ経営学の発展と展開」(大橋昭一編著・渡辺朗監訳『ニックリッシュの経営学』中央経済社 1996年)
- 18) 岡本人志著 (1977)『経営経済学の形成』森山書店 1977年
- 19) 拙稿 (1980)「ニックリッシュの『一般商事経営学』の研究ノート」関西学院商学研究 第10号 1980年
- 20) 拙稿 (2010)「ニックリッシュの『組織論』についての一考察」商経学叢 第57巻第1号 2010年
- 21) 拙稿 (2011)「ニックリッシュの『金儲け論か?』についての一考察」商経学叢 第58巻第2号 2011年
- 22) 森哲彦稿 (1980)「ニックリッシュ私経済学の企業資産組織論」名古屋市立女子短期大学研究紀要 第29巻 1980年
- 23) 森哲彦稿 (1996)「ニックリッシュ利己心と義務感」名古屋市立女子短期大学研究紀要 第56集 1996年
- 24) 田島壮幸著 (1973)『ドイツ経営学の成立』森山書店 1973年
- 25) 吉田和夫著 (1995)『ドイツの経営学』同文館 1995年
- 26) 渡辺朗訳 (1996)「利己主義と義務感」(大橋昭一編著・渡辺朗監訳『ニックリッシュの経営学』中央経済社 1996年)